最終更新日：2022年11月15日
アジア開発キャピタル株式会社
代表取締役社長　孫　田夫
問合せ先：管理部　(TEL: 03-5534-9614)
証券コード：9318
https://www.asiadevelop.com

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社グループは、コーポレート・ガバナンスを「企業の適正かつ効率的な統治と経営の仕組み」と定義しており、コーポレート・ガバナンスの強化を図ることが極めて重要な経営課題であるとの認識を持ち、リスク・コンプライアンス委員会の設置を行う等、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

今後も、企業規模や経営環境の変化等に即応できるように、機動的意思決定の実施、内部統制機能の強化等により、監視機能の実効性を高め、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ってまいります。

また、経営の透明性を全てのステークホルダーの方々に迅速に伝えるための適切な情報開示についても、経営陣の陣頭指揮のもと、体制の充実、強化を積極的に進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2④　議決権の電子行使のための環境整備、招集通知の英訳】

当社は、主に個人株主の利用を想定し、ＰＣ及びスマートフォンによる議決権行使サービスを導入しております。一方、招集通知の英訳につきましては、株主における機関投資家や海外投資家(大株主を除く)の比率が必ずしも高くない(2022年9月末現在、株主数比率で外国人は1.0%)状況です。しかしながら、今後、外国人株主の増加などにより、株主数比率で現状を大きく超過した場合には、招集通知の英訳を検討してまいります。

【原則1-4　政策保有株式】

当社は、投資会社として純投資、政策保有、上場・非上場を問わず、その投資目的を具体的に説明し、開示しておりますが、上場株式の政策保有に関する一律の方針は作成しておりません。投資には総合的な判断が必要であり、常務会にてその都度、株式の政策保有についてのリターンとリスク等を踏まえ、経済合理性や将来の見通し等を判断して、取締役会に報告または承認を得る形をとっております。また常務会において、保有後の株価等の推移を定期的に検証しております。政策保有株式に係る議決権行使につきましては、一律の基準は策定せず、個別に議案内容を精査し、必要に応じて企業との対話を行い、株主価値向上に資するものか否かを判断した上で、適切に行っております。

【補充原則2-4①　中核人材の登用等における多様性の確保に関する開示】

変化の激しい市場環境に対応可能な組織を作るための人材として、当社では、女性・外国人・様々なキャリアを有する人材等、多様な人材を積極的に採用しております。それらの方が活躍できる職場環境の整備、教育の充実、登用を行い、その成果の目標と実績とを開示できるように努めてまいります。

【原則2-6　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、年金制度を導入していませんが、今後導入する場合には、アセットオーナーとしての機能を発揮できる様、適切な取り組みを行ってまいります。

【補充原則3－1②　海外投資家等の比率等を踏まえた英語での情報の開示・提供の推進】

招集通知の英訳等の英語での情報開示・提供につきましては、株主における機関投資家や海外投資家(大株主は除く)の比率が必ずしも高くない(2022年9月末現在、株主数比率で外国人は1.0%)状況です。しかしながら、今後、外国人株主の増加などにより、株主数比率で現状を大きく超過した場合については、招集通知の英訳を検討してまいります。

【補充原則3-1③　自社のサステナビリティについての取組みに関する開示】

当社グループは、現在、投資事業を主な事業としており、現在、気候変動問題が当社グループの事業に重大な影響を及ぼすことは想定しておらず、TCFD等の枠組みに基づく開示は行っておりません。しかしながら、今後の投資先等を含めて、気候変動問題等のサステナビリティへの取り組みや、人的資本や知的財産への投資等の重要性は十分認識しており、必要なデータの収集と分析を行い、開示への対応を検討してまいります。

【補充原則4－1③　最高経営責任者等の後継者計画の策定・運用への主体的な関与、後継者候補の計画的な育成のための適切な監督】

代表取締役社長等の後継者計画の策定・運用につきましては、今後、経営等監視委員会や取締役会の主体的な関与のもとで策定・運用を目指してまいります。

【補充原則4－2①　客観性・透明性ある手続による報酬制度の設計と具体的な報酬額の決定、中長期的な業績と連動する報酬の割合、現金報酬と自社株報酬との割合の適切な設定】

取締役の報酬は、経営等監視委員会の答申を受けて、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、経営環境や企業業績を踏まえた上で、各取締役の担当業務や業績への貢献度等を総合的に勘案して決定しております。

固定報酬と変動報酬、現金報酬と業績連動型報酬等、中長期的な業績と連動する報酬の最適化を検討してまいります。

【補充原則4－2②　取締役会による自社のサステナビリティを巡る取組みについての基本的な方針の策定、経営戦略の配分や事業ポートフォリオ戦略の実行の監督】

当社は、サステナビリティを巡る取組みに関する具体的な方針は現状、策定しておりませんが、その重要性は強く認識しております。経営等監視委員会や取締役会は、サステナビリティを踏まえた経営戦略の策定・実行を行うべく、適切に監督を行ってまいります。

【補充原則4-11①　取締役会にて必要なスキルの特定、取締役会全体の知識等のバランス、多様性、規模に関する考え方、取締役の有するスキル等の組み合わせ、選任に関する方針・手続の開示】
当社取締役会は、政府系機関出身者、企業経営者、企業管理職経験者、弁護士等からなる多様な構成が望ましいと考えております。選任に関しましては、他薦により紹介された人物を、経営等監視委員会や取締役会が相応しい人物であるか調査し、判断しております。今後は、取締役選任にあたり、株主の皆さまが判断しやすいようなスキル・マトリックスの提示等、工夫してまいります。

【補充原則4-11③　取締役会による取締役会の実効性に関する分析・評価、結果の概要の開示】
各取締役の自己評価、取締役会全体の実効性評価について、分析・評価の仕組みを構築してゆきます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1－7　関連当事者間の取引】
当社は、役員の競業取引および利益相反取引について、経営等監視委員会や取締役会での審議・決議・報告を要することとしております。また、毎期、当社および子会社の全役員に調査を実施して、関連当事者間の取引の有無を確認しております。なお、開示対象となる関連当事者取引につきましては、定時株主総会招集通知および有価証券報告書で開示しております。関連当事者取引把握のために、管理部IR・総務が役員等のリスト(「関連当事者のリスト(役員等)」)を作成し、役員の申告に基づき、変更がある都度、修正を行っております。

【原則3－1　情報開示の充実】
当社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、以下のとおり、情報開示の充実に努めております。
(ⅰ) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画
当社ウェブサイト、決算短信、有価証券報告書、適時開示
(ⅱ) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
当社ウェブサイト、コーポレート・ガバナンス報告書、有価証券報告書
(ⅲ) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
経営等監視委員会の答申を受け、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、経営環境や企業業績を踏まえた上で、各取締役の担当業務や業績への貢献度等を総合的に勘案して決定しております。
(ⅳ) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
恣意的な決定を排除するため、合議制により行っております。経営等監視委員会がその根拠・過程を明確化した上で、取締役会決議及び株主総会決議(取締役・監査役の選解任のみ)により行うこととしております。
(ⅴ) 取締役会が上記(ⅳ)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明
取締役・監査役候補の指名を行う際の説明につきましては、株主総会招集通知にて、略歴と指名理由を開示しております。経営陣幹部の解任を行う際には、法令・東京証券取引所規則等に基づき、適切に開示してまいります。

【補充原則4－1① 経営陣に対する委任の範囲の決定、概要の開示】
取締役会の業務は、取締役会規程に明記されており、業務執行にあたっては、組織分掌規程、職務権限規程、稟議規程における決裁権限表に、取締役会、社長、常務会、部室長の権限が定められております。

【原則4－9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、金融商品取引所が定める独立社外取締役4名を選任しております。また独立社外取締役となる者の独立性を、その実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定しております。

【補充原則4－10①　独立した指名委員会・報酬委員会の設置、指名・報酬等の検討におけるそれら委員会の関与・助言】
当社は監査役会設置会社で、指名・報酬委員会を設置しておりませんが、指名や報酬について議論する場として経営等監視委員会がございます。会社の状況に応じて適切な機関設計を行ってまいります。

【補充原則4－11②　取締役・監査役によるその役割・責務を適切に果たすための時間・労力の振り向け、他の上場会社役員の兼任数の抑制、兼任状況の開示】
当社役員で上場会社の役員を兼任している者はおりません。兼任状況は、各年の定時株主総会招集通知および有価証券報告書にて開示しており、合理的な範囲であると認識しております。また今後、上場会社の役員を兼任する場合が発生したときは、合理的な範囲になるようにとどめてまいります。

【補充原則4－14②　取締役・監査役に対するトレーニング方針の開示】
取締役・監査役に対するトレーニングの方針を策定し、実行しております。

【原則5－1　株主との建設的な対話に関する方針】
株主との対話に関しましては、合理的な範囲で、取締役が対応し、IR担当者がサポートしています。また、「企業行動指針」にて、株主との対話に関する方針を規定しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
エバーライト セキュリティーズ	422,752,300	27.08
東京短資株式会社	27,879,300	1.78
株式会社SBI証券	20,108,800	1.28
西 肇	16,245,900	1.04
吉田 年男	11,000,000	0.70
株式会社法学館	8,700,000	0.55
普済堂株式会社	8,288,500	0.53
宝天大同	8,216,100	0.52
ジェイピー ジェイピー エムエスイ-ルクス ジェイピー モルガン セキュリティーズ ピーエルシー エク コル	7,354,900	0.47
楽天証券株式会社	6,819,700	0.43

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 スタンダード
決算期	3 月
業種	証券、商品先物取引業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社外取締役
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
池田　誠	弁護士								○			
山田　幸平	公認会計士											
伊藤　翔汰	弁護士											
但野　秀光	その他											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
池田　誠	○	2021年7月から当社顧問弁護士を務めておりましたが、当社取締役への選任にあたって、当社顧問弁護士を辞任いたしました。なお、顧問弁護士としての報酬額は、独立性基準から判断して妥当なものでありました。	弁護士の資格を有し、法務の専門的な知見と経験を有していることから、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点を当社の経営の監督に反映していただくことにより、当社の経営の透明性・公平性が向上するものと判断し、社外取締役として選任いたしました。また東京証券取引所が規定する独立性基準への該当がなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定いたしました。
山田　幸平	○	―――	公認会計士及び税理士の資格を有し、会計財務の専門的な知見と経験を有していることから、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点を当社の経営の監督に反映していただくことにより、当社の経営の透明性・公平性が向上すると判断し、社外取締役として選任いたしました。 また、東京証券取引所が規定する独立性基準への該当がなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定いたしました。
伊藤　翔汰	○	―――	弁護士の資格を有し、法務の専門的な知見と経験を有していることから、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点を当社の経営の監督に反映していただくことにより、当社の経営の透明性・公平性が向上するものと判断し、社外取締役として選任いたしました。また東京証券取引所が規定する独立性基準への該当がなく、一般株主との利益相反が生じるおそれのないことから、独立役員に指定いたしました。
但野　秀光	○	―――	大和證券、金融庁、証券取引等監視委員会等、金融に関する実務面、金融行政面に長年深く関わった勤務経験と知見を当社の経営の監督に反映していただくことにより、当社の経営の透明性・公平性が向上するものと判断し、社外取締役として選任いたしました。また東京証券取引所が規定する独立性基準への該当がなく、一般株主との利益相反が生じるおそれのないことから、独立役員に指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、監査役会規程に基づき、監査役監査を実施する過程で、会計監査人及び内部監査部門から監査計画の説明及び監査結果の報告を受けるなど、定期的に連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
松田　勉	税理士													
中山　住人	公認会計士													
福田　裕	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松田　勉	○	―――	財務・会計の視点による知見を有することから、職務を適切に遂行して頂けるものと判断し、社外監査役として選任いたしました。 また、東京証券取引所が規定する独立性基準への該当がなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定いたしました。
中山　住人	○	―――	公認会計士及び税理士の資格を有し、会計財務等の専門的な知見に加え、豊富な経験（会計監査・IT監査・IPO・ICO・第三者委員会の業務等）を有していることから、公正な経営監視機能としての監査を行っていただけると判断し、社外監査役として選任いたしました。 また、東京証券取引所が規定する独立性基準への該当がなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定いたしました。
福田　裕	○	―――	公認会計士及び税理士の資格を有し、会計財務等の専門的な知見に加え、監査法人において上場企業の会計監査・業務監査の経験を有していることから、公正な経営の監督機能としての監査を行っていただけるものと判断し、社外監査役として選任いたしました。また、東京証券取引所が規定する独立性基準への該当がなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	7 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

ストックオプション付与実績
2016年8月12日　3000万株分を発行（2019年9月27日付で当社が取得・消却済）
2018年8月13日　3000万株分を発行（2019年9月27日付で当社が取得・消却済）

個人別支給水準に関する考え方
ストックオプション付与対象者の役職・勤続年数等に基づき付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役

該当項目に関する補足説明

付与対象者を当該対象者としている理由
当社取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、その経営努力・営業努力による企業価値の向上を通じて株主利益の増大を図るため

付与内容
発行価額・・・無償
行使価額・・・発行日の直近の株価水準に基づき決定
行使期間・・・発行日翌日から5年間

行使の状況
2016年付与分・・・0%
2018年付与分・・・0%

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書において、下記の通り記載しております。
なお、有価証券報告書は、当社ホームページに掲載しております。
2022年3月期の役員報酬は以下の通りです。

取締役（社外取締役を除く）78,397千円（12名）
監査役（社外監査役を除く）2,700千円（2名）
社外役員 24,900千円（8名）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、経営環境や企業業績等を考慮し、経営等監視委員会の答申を踏まえ、各取締役の担当業務や業績への貢献度等を総合的に勘案して決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートのための専従スタッフは配置しておりませんが、内部監査室が必要なサポートを行っております。

2．業務執行、監査･監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート･ガバナンス体制の概要）

2．1　ガバナンス体制

2．1．1　現状の体制の概要

当社は、社外取締役を選任した上で、監査役会及び内部監査室（内部監査･内部統制担当部門）との連携を図るというガバナンス体制を採用しております。

取締役会は、取締役7名（うち社外取締役4名）から構成されており、法令･定款に定められた事項及び重要な業務に関する事項の協議･決議を行っております。

監査役会は、監査役3名（全て社外監査役）から構成されており、取締役会への出席や業務･財産状況の調査を通じて、役職員の業務執行状況の監視を行っております。

内部監査室は、通常の業務執行部門から独立した存在であり、会計監査及び業務監査を通じて、役職員の業務執行状況の監視を行っております。

2．2　業務執行･監督機能等の充実に向けたプロセス

2．2．1　執行役員制度

執行役員は、当社職務権限規程において「取締役会で選任された、会社の業務執行を行う役員」と定義され、会社法上の取締役には該当しません。

執行役員は業務執行を行い、取締役は取締役会や常務会を通じて、執行役員の業務執行の監督を行います。

2．2．2　リスク･コンプライアンス委員会

リスク･コンプライアンス委員会は、業務執行、監督機能等を強化するプロセスとして、役職員に対し、業務執行の監督にあたっての助言等を適宜行っております。リスク･コンプライアンス委員会の概要は以下の通りです。

･構成メンバー･･･代表取締役、管理部管掌取締役、業務執行取締役、常勤監査役、部門長、内部監査室長
･外部委員の選定方法及び選定理由･･･代表取締役による選定。委員としての役割を遂行するために必要な知識･経験を有しているため、選定した。
･役割･･役職員に対し、経営の適法性･妥当性を維持するための指導･助言を行う
･開催頻度･･･四半期に1度または必要に応じて随時
･事務局･･･管理部

2．2．3　常務会

常務会は、取締役会で決定された経営基本方針に基づき取締役社長が業務を執行するにあたり、業務に関する重要な事項を協議します。常務会の概要は以下の通りです。

･構成メンバー･･･常勤取締役、執行役員、常勤監査役、内部監査室長
･役割･･･業務に関する重要な事項（経営計画、内部統制他）の協議
･開催頻度･･･原則として毎月2回以上、その他必要に応じて随時開催
･事務局･･管理部管掌取締役

2．2．4　監査の状況

監査の状況は以下の通りです。

･監査の組織及び人員
監査役会（3名）
内部監査室（2名）
会計監査人（監査法人アリア。業務執行社員2名）

･監査手続
監査役（会）及び内部監査室･･･質問、書類監査及び実地監査、またはこれらの併用
会計監査人･･･一般に公正妥当と認められた監査の基準に準拠した会計監査

･公認会計士の氏名
公認会計士　　茂木　秀俊
公認会計士　　山中　康之

2．2．5　取締役候補者の選定及び報酬の内容に関する一定の方針･要件

取締役の選任及び報酬の決定は、コーポレート･ガバナンスの仕組みの鍵となる重要な部分であり、公平･公正な手続きでなされなくてはならないと認識しております。

取締役及び執行役員の候補者の決定は、恣意的な決定を排除するため、合議制により行われております。具体的には、経営等監視委員会が選定の根拠･過程を明確化･透明化した上で、取締役会決議及び株主総会決議により選任しております。

取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、経営環境や企業業績等を考慮し、経営等監視委員会の答申を踏まえ、各取締役の担当業務や業績への貢献度等を総合的に勘案して決定しております。

2．3　監査役の機能強化に関する取組状況

監査役は会計監査人･内部監査部門との連携を図っております。また、社外監査役を選任しております。詳細は、1．［監査役関係］をご参照下さい。

3．現状のコーポレート･ガバナンス体制を選択している理由

3．1　現状の体制を採用している理由

中立的な立場の社外取締役が監査役及び内部監査･内部統制担当部門と効果的に連携して業務執行を監視することにより、経営に対する十分な監督機能が発揮されると考えられるためです。

3．2　当社における社外取締役の機能･役割

当該取締役がこれまで培われた豊かな経験･見識に基づき、当社の事業活動の推進に貢献して頂くことを目的といたします。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	主に個人株主の利用を想定し、PCおよびスマートフォンによる議決権行使サービスを導入しております。
その他	招集通知の早期発送及び集中日の回避のためには、決算発表の早期化が不可欠であるため、現在、決算発表の早期化に向けてシステムの導入等を行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	過去5年分の東証適時開示資料等のIR資料をホームページに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署・・・・・・・・・管理部IR・総務 IR担当部署責任者・・・管理部管掌取締役　小清水裕 IR事務連絡責任者・・・管理部IR・総務　　村井良多	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	当社企業行動指針において、株主等のステークホルダーに対してのみならず、社会に対して積極的に情報公開を行い、企業活動の理解促進に努めることを規定しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、法令遵守や企業倫理等、コンプライアンスに基づく業務執行が徹底されるよう、会社法及び会社法施行規則並びに金融商品取引法に基づき、内部統制機能の整備に努めて参ります。法令違反等が報告された場合には、リスク･コンプライアンス委員会が中心となり迅速に調査を開始し、顧問弁護士や会計監査人といった外部の専門家と連携をとり、再発防止に向けて必要な措置を講じて参ります。

具体的な施策は以下の通りであります。

1．取締役･使用人の職務執行が法令･定款に適合することを確保するための体制
当社の取締役及び使用人は、企業行動指針に従い、法令･定款を遵守した行動をとります。代表取締役社長が繰り返し法令遵守の精神を取締役及び使用人に伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底します。また、その徹底を図るため管理部管掌取締役にて、全社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、役職員教育等を行います。内部監査室は、管理部管掌取締役と連携の上、コンプライアンスの状況を監査します。これらの活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告されるものとします。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
文書取扱規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等といいます）に記録し、保存します。取締役及び監査役は、文書取扱規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとします。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
コンプライアンス、環境、災害、品質、及び情報セキュリティに係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則･ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成･配布等を行うものとし、当社グループの全社的リスク案件の監視及び全社的対応は管理部管掌取締役と連携し内部監査室が行うものとします。新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定めます。

4．当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社及び当社子会社の取締役、使用人が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この目標の達成に向けて各部門が実施すべき具体的な目標及び権限分配を含めた効率的な達成の方法を業務執行取締役が定めます。また、ITを活用したシステムによりその結果を迅速にデータ化することで、取締役会が定期的にその結果のレビューを実施し、効率化を阻害する要因を排除･低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築します。

5．財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制
当社は、財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の有効性を評価、報告する体制を整備し運用します。

6．当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
6．1　当社及び子会社からなる企業集団における内部統制システムの構築を目指し、当社及び子会社からなる企業集団全体の内部統制に関する担当部署として管理部を定めます。同部において、当社及び子会社からなる企業集団での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示･要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築します。
6．2　当社取締役及び子会社各社の社長は、各社の各部門の適正な業務執行を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有します。
6．3　当社は、リスク･コンプライアンス管理規程に則り、当社及び子会社からなる企業集団全体のリスク管理を実行します。
6．4　当社及び子会社からなる企業集団は、ITを活用して社長及び総務担当が、各社の全社員に内部統制の重要性を伝え、また社内外から得られたリスク情報を共有します。
6．5　原則として、当社の役職員が子会社の取締役若しくは監査役として就任し、子会社における業務の適正性を確保し、当社取締役会及び監査役会に報告する体制とします。
6．6　関係会社管理規程及び内部監査規程に従い、内部監査室は、子会社に内部監査部門が存在する場合は連携をとり、存在しない場合は当社が子会社の内部監査を実施します。

7．監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性並びに監査役会による指示の実効性の確保に関する事項
当社は、監査役会が必要とした場合、職務を補助する職員を置くものとします。また、監査役会より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、監査役会以外の指揮命令を受けないものとします。

8．取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制、並びに当社の子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制及び報告した者が不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
8．1　当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び子会社からなる企業集団に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報状況及びその内容をすみやかに報告するものとします。
8．2　当社の監査役は常時必要に応じ、当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人に対して直接説明を求めることができるものとします。
8．3　子会社の取締役、監査役、使用人は、自社が備える内部通報制度だけでなく、当社内部通報制度及び当社外部通報先も利用できるものとします。
8．4　上記の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取り扱いもしてはならないものとします。

9．その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役会による当社及び子会社の各業務執行取締役及び重要な各使用人からの個別ヒアリングの機会を設けると共に、当社及び子会社の代表取締役、監査法人、内部監査室とそれぞれとの間で定期的に意見交換会を開催します。

10．監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する体制
当社は、監査役が通常の監査によって生ずる費用を請求した場合は、すみやかに処理します。通常の監査費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合においては、監査役は担当役員に事前に通知するものとします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力による経営活動への関与や当該勢力による被害を防止するため、当該勢力の利用、当該勢力への利益の供与、当該勢力からの物品の購入等といった一切の関係を持つことを拒絶することを「企業行動指針」に定め、基本方針としています。

この方針に基づき、管理部を対応統括部署、管理部長を不当要求防止責任者とする体制を整備し、反社会的勢力に関する情報の収集・管理を行うとともに、当社役職員への注意喚起、啓発を行います。

また、必要に応じて警察、弁護士事務所等外部の専門機関とも連携をとりつつ、体制の強化を図ります。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

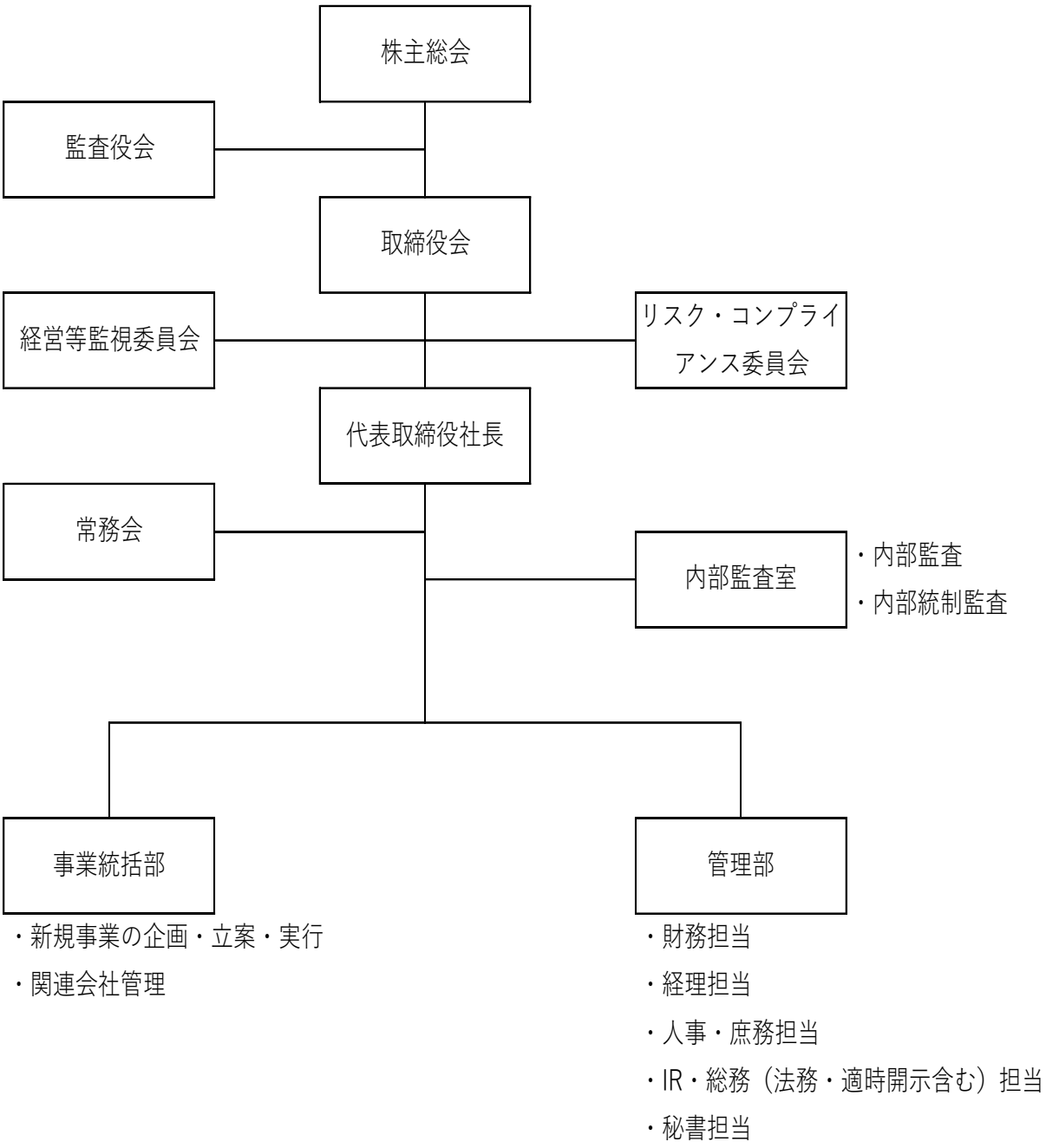
該当項目に関する補足説明

当社は、買収防衛策が経営者の保身目的として用いられることによって株主価値を毀損することを防止するため、その導入にあたっては慎重に対処しております。現在のところ、買収防衛策の導入は行っておりません。

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

参考資料をご参照下さい。

【1】コーポレートガバナンス体制についての模式図



【２】適時開示体制の概要についての模式図

